



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年）7月17日

教職員による性被害防止に向けた「子どもを守る相談票」の活用について

教育委員会では、教職員による子どもの性被害防止に向けて、「子どもを守る相談票」を改訂しました。

「子どもを守る相談票」の活用により、教職員による子どもの性被害を一掃します。

1 運用開始 令和8年（2026年）7月17日（金）～

2 概要

これまでの相談票に、「わいせつ・セクハラ」に関する項目を追加し、事案を早期に把握します。

3 相談票受付の流れ

- ・教職員による子どもへのわいせつやセクハラが疑われる場合、相談者から教育委員会へ「子どもを守る相談票」を提出していただきます。
- ・相談票は、子どもからでも、保護者からでも、同僚の教職員からでも提出できます。
- ・教育委員会で相談票を受付後、調査を行い、児童生徒性暴力等又はセクハラに該当すると思われる場合、対象職員に対する一時的な接触回避策を講じます（学校以外の業務に従事）。
- ・調査終了後、児童生徒性暴力等又はセクハラに当たると判断した場合、対象職員を懲戒処分とし、以後、一定期間、学校以外に配置します。

【お問い合わせ先】

教職員課 電話：096-328-2720

課長：萩本 広智（はぎもと ひろとも）

(「体罰・暴言」又は「わいせつ・セクハラ」が疑われる行為に関する相談票)

1 「体罰・暴言」や「わいせつ・セクハラ」について、具体的に「どんなことをされた」のかについて、記号を○で囲み、その他を選んだ場合は、内容を記入ください。

2 ①いつ頃、②どこで、③何の時間に、④だれが、⑤具体的内容を記入してください。

②どこで… ア 教室（保育室） イ 職員室
ウ 運動場（園庭）・体育館（遊戯室） エ カウンセリング室
オ 廊下・階段 カ その他（場所）

③何の時間に… ア 授業中（教科等名） イ 放課後
ウ 休み時間（昼食の時） エ 部活動中（部活動名）
オ 朝の会・帰りの会（ホムルム） カ 学校（園）行事（行事名）
キ その他（の時間）

④だれが… (教職員名)

⑤具体的内容を記入してください

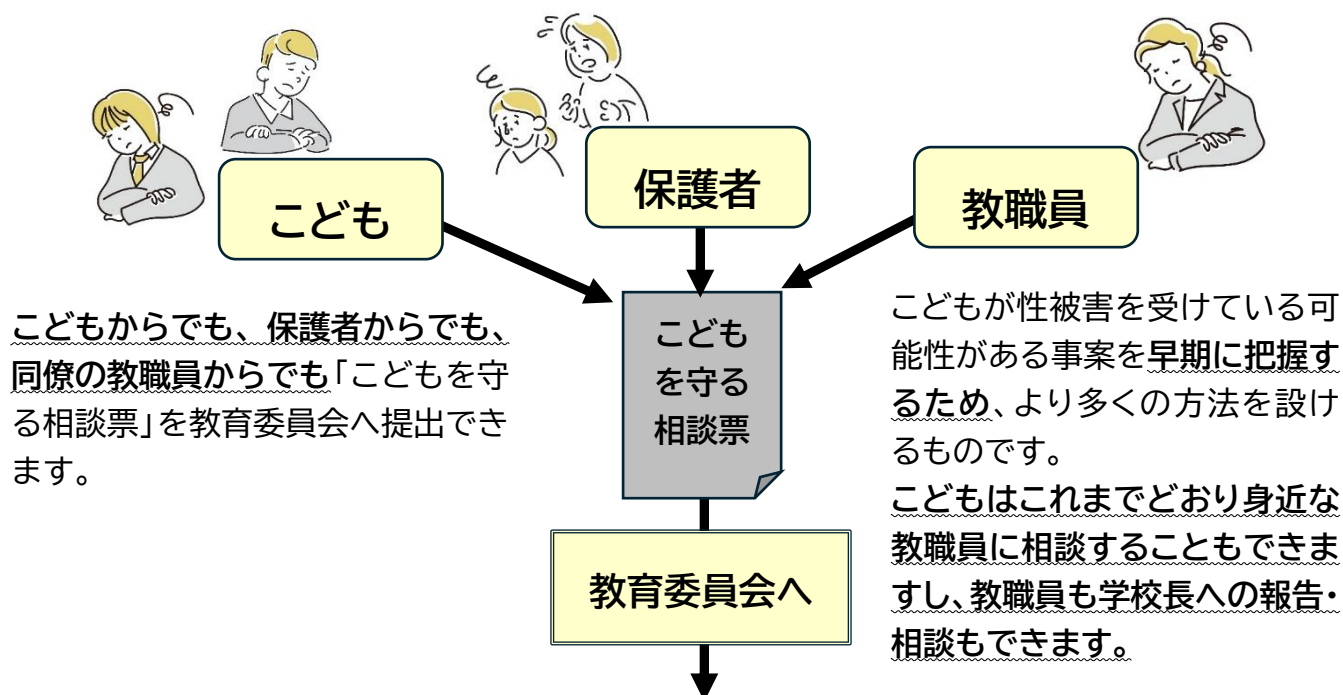
[illegible]

※記載いただいた個人情報は、熊本市体罰等審議会に関する業務又は「わいせつ・セクハラ」に関する調査・認定に関する業務にのみ利用します。

※相談いただいた「体罰・暴言」については、総合支援課学校問題対応チーム(328-2218)から、「わいせつ・セクハラ」については、教職員課(328-2720)から、それぞれ確認の電話をいたします。

教職員によるこどもの性被害を防ぐために
～「こどもを守る相談票」の活用による早期把握を行います～

教職員によるこどもへのわいせつやセクハラが疑われる場合



【教育委員会による調査中】

- 児童生徒性暴力等（※1）又はセクハラ（※2）に該当すると思われる場合
→ 懲戒処分等までの期間、対象職員に対する一時的な接触回避策を講じます（学校以外の業務に従事）

【教育委員会による調査後】

- 児童生徒性暴力等に当たると判断した場合
→ 対象職員は免職
- セクハラに当たると判断した場合
→ 対象職員は免職、停職又は減給
→ 停職又は減給の場合でも、以後、一定期間、学校以外に配置します（教育委員会等に配置）
- 児童生徒性暴力等又はセクハラに該当しないが不適切と判断した場合
→ 対象職員は1度目は厳重注意等の人事上の措置をとり、2度目にはさらに厳しい処分等の上、以後、一定期間、学校以外に配置します（教育委員会等に配置）

※1 「児童生徒性暴力等」とは

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等のほか、軽犯罪法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童福祉法、熊本県少年保護育成条例、熊本県迷惑行為等防止条例等に違反するわいせつな行為等をいい、刑事事件として有罪となることを要しない。

※2 「セクハラ」とは

児童生徒を不快にさせる性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。